

# MONEY FOR PRESIDENT

## 高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー  
高橋 学



53歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

## 4月から続々。知っておきたい年金改正のポイント

### 年金大改正の5つのポイントを押さえよう

こんにちは、高橋学です。この4月から順次、年金に関する新たなルールが続々始まります。そこで、今回は2022年度の主要な年金改正のポイントを解説します。

今回の主な改正点は、図表1の5点です。

①の「厚生年金の加入適用拡大」は、パートやアルバイトなど短時間労働者の厚生年金加入の適用条件を緩和し、対象となる事業所を現行の従業員500人超から22年10月に100人超、24年10月に50人超に拡大します。②の「在職老齢年金制度の見直し」は、働きながら年金を受給する60～64歳を対象とした在職老齢年金の支給停止基準を28万円から47万円に引き上げるものです。④の「受給開始時期の拡大」は、年金受給の開始時期の選択肢を「60～70歳」から「60～75歳」に拡大し、繰り下げ受給を75歳まで可能にするものです。⑤の「確定拠出年金の見直し」では、確定拠出年金の加入上限年齢が引き上げられると共に、受給開始時期が60～75歳に拡大されます。また、企業型DC加入者のiDeCoへの加入要件も緩和され、利用が容易になります。

### 「在職定時改定」とは？ メリットは？

今回の年金改正の中で、分かりにくいのが、③の「在職定時改定」の導入です(図表2)。65歳以降も働く人には非常に大切なポイントですので、ぜひ理解しておきましょう。

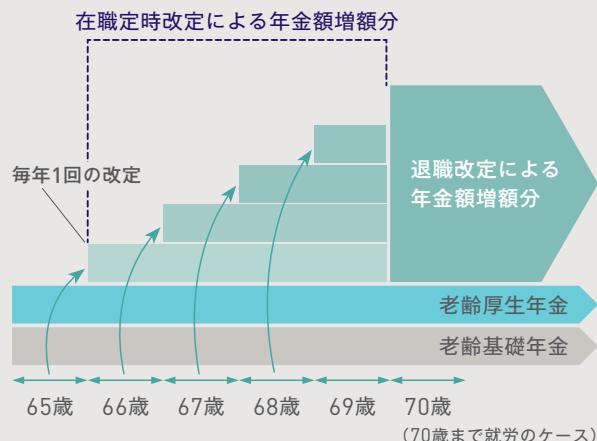
現行の年金法では、65歳以降に年金を受け取りながら働き続け、厚生年金に加入している場合、65歳以降の加入で増える分の年金額は退職時もしくは70歳到達時の1カ月後まで反映されません。そのため、65歳以降も厚生年金に加入し、年金保険料を毎月支払っているにもかかわらず、年金額は増えることなく、65歳時の額で据え置きとなり、退職か70歳になった時にまとめて増額される仕組みです。

これが今回、在職定時改定の導入によって、年1回10月に年金額が改定される仕組みに変わります。つまり、65歳以降の就労期間中、納めた保険料を基に年金額が毎年増えるようになるのです。例えば、65歳以降に月給(総報酬月額相当額)20万円で働く場合、年金受給額は年約1万3,000円ずつ増えていくことになります。働き続けることで年金が増えることを実感できる改正といえるでしょう。

■ 図表1 2022年度の年金改正ポイント

1	厚生年金の加入適用拡大 (10月)	・ 週20時間以上30時間未満の短時間労働者の適用条件を緩和。対象となる事業所の現行の従業員数基準を段階的に引き下げ
2	在職老齢年金制度の見直し (4月)	・ 60～64歳の在職老齢年金の支給停止基準を28万円→47万円に引き上げ
3	「在職定時改定」の導入 (4月)	・ 65歳以降に年金を受給しながら厚生年金に加入して働く場合、毎年1回年金額を改訂
4	受給開始時期の拡大 (4月)	・ 年金の受給開始時期の上限を70歳→75歳に拡大
5	確定拠出年金の見直し (4、5、10月)	・ 受給開始時期を60～75歳に拡大 ・ 加入上限年齢の引き上げ(企業型DCは70歳未満、iDeCoは65歳未満に) ・ 企業型DC加入者のiDeCo利用が容易に

■ 図表2 「在職定時改定」の仕組み



(出所)厚生労働省の資料をもとに筆者作成